

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。以下「本年度」という。）における国立大学法人東京外国語大学（以下「当法人」という。）の業務執行について監査いたしました。その結果につき、以下の通り報告いたします。

1 監査方法の概要

監事監査計画書に定めた本年度の監事監査の方針並びに職務の分担等に従い、役員会その他の重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧した。そして、役員等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、本部ならびに主要な部門において業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑書類の査閲等によりこれを確かめた。さらに、監査室との連携をより緊密にして、監事機能の充実に努めた。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書。以下「財務諸表」という。）、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えた。

2 監査の結果

業務の執行状況は、国立大学法人法の目的と中期目標に照らし、中期計画に基づいた適正かつ効率的な運営に努めており、その他法令に違反する重大な事実は認められない。

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当と認める。

財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を適正に示していると認める。

利益の処分に関する書類（案）は、法令に適していると認める。

事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。

決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。

役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他当法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用は、適正に運営されているものと認める。

また、上記体制を担保する内部統制システムに係る業務方法書の変更等の取り組み、その他の内部統制システムの整備及び運用は適正と認める。

役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

令和7年6月10日

国立大学法人東京外国語大学

学 長 春 名 展 生 殿

監事

柄 博子

監事

井澤めぐみ